

恵庭市水防計画 新旧対照表

資料 2 - 1

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等
1-1	第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条 第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。 第 2 節 用語の定義 主な水防用語の意義は次のとおりである。 （略）	第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。 第 2 節 用語の定義 主な水防用語の定義は、次のとおりである。 （略）	「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）令和 4 年 8 月」（以下、「水防計画作成の手引き」という。）P4 目的は計画の前提となるものであり、指定水防管理団体の水防計画を策定するといった内容を記述（推奨）。

恵庭市水防計画 新旧対照表

1-2	(8) 水防協力団体 法第 37 条各号に掲げる業務を適性かつ確実に行うことが認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であり、水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。 【例】建設会社等、大型販売店、食品メーカー等、コミュニティ FM、新聞社、大学等、NPO・ボランティア団体、町内会・自治会、自主防災組織 (9) 洪水予報(指定河川) 流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそのれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。 (10) 水防警報（指定河川等） 洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。 (11) 水位周知河川 洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川に	(8)水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項と内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。 (9)洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそのれの状態を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。 (10)水防警報 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。 (11)水位周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通	水防計画作成の手引き P7 水防計画内で使用する用語は法の条文等を引用するなどして定義を記述（任意）。 水防計画作成の手引き P7 水位到達情報及
-----	---	---	---

恵庭市水防計画 新旧対照表

ついて、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警報水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知及び周知を行う（法第 13 条）。 (12) 水位周知下水道 内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2） （新設） (13) 水防団待機水位（通報水位） 洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位(指定水位)）をいう。 (14) 氾濫注意水位（警戒水位）	大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。 (12) 水位周知下水道 都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。 (13) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。 (14) 水防団待機水位（通報水位） 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。 (15) 氾濫注意水位（警戒水位）	び洪水予報並びに洪水等に関する防災用語の防災情報体系については、関係通知に基づき記述（必須）。
---	--	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

1-3	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）。なお、水防機関の出動の目安となる水位。 (15) 避難判断水位 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。 (16) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。 （法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位） （新設） (17) 重要水防箇所 過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、嚴重な警戒が必要な箇所をいう。 (18) 洪水特別警戒水位 法第 13 条第 1 項及び法第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達した	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。 (16)避難判断水位 市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 (17)氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 (18)内水氾濫危険水位 法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 （削除） (19)洪水特別警戒水位 法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位	水防計画作成の 手引き P8 法第 13 条に規定
-----	---	--	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

	ときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (19) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。 （新設）	周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 （削除） (20) 雨水出水特別警戒水位 法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (21) 重要水防箇所 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。 (22) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。 （23）内水浸水想定区域 内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において	される洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位について記述（必須）。
--	---	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

		氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。 （24）浸水被害軽減地区 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。	
1-4	第 3 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 法に定める水防に係のある機関及び居住者等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。 1 水防の責任 (1) 恵庭市（指定水防管理団体） 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第 3 条） (2) 北海道 道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第 3 条の 6） 2 処理すべき事務又は業務の大綱 (1) 恵庭市（以下「市」という。） ア 水防団の設置（法第 5 条）	第 3 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 法に定める水防に係のある機関及び居住者等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。 （削除）	水防計画作成の手引き P10 法に規定されている水防に係する各主体の責任、義務、またそれに関連する主な事務内容について記述（任意）。

恵庭市水防計画 新旧対照表

イ	平常時における河川等の巡視（法第 9 条）		
ウ	水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第 17 条）		
エ	警戒区域の設定（法第 21 条）		
オ	警察官の援助の要求（法第 22 条）		
カ	他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）		
キ	堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条）		
ク	避難のための立退きの指示（法第 29 条）		
ケ	水防協力団体の指定（法第 36 条）		
コ	消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第 5 条第 2 項）		
サ	水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）		
シ	毎年の水防訓練の実施（法第 32 条第 2 項）		
	(2) 恵庭市防災会議（以下「防災会議」という。）		
ア	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）		
	(3) 北海道（以下「道」という。）		
ア	道の水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）		
イ	指定水防管理団体の指定（法第 4 条）		
ウ	気象予報及び警報の伝達（法第 10 条第 3 項）		
エ	洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 13 条の 4）		
オ	水位の通報及び公表（法第 12 条）		
カ	水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項）		
キ	洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14		

恵庭市水防計画 新旧対照表

条の 2 及び第 14 条の 3) ク 水防警報の発表、発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項） ケ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防長への指示（法第 30 条） コ 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条） (4) 国土交通大臣（北海道開発局） ア 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項） イ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項） ウ 水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項及び第 2 項） エ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項） オ 水防のための活動に必要な河川管理者の協力（法第 2 条） カ 重要河川における都道府県知事などに対する指示（法第 31 号） キ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条） ク 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 号） (5) 気象庁長官（札幌管区气象台） ア 気象、洪水の予報及び警報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項） イ 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項） (6) 量水標管理者 ア 水位の通報及び公表（法第 12 条第 1 項及び第 2 項） (7) 居住者等		
--	--	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

ア 水防活動への従事（法第 24 条） （資料 1）水防に関する関係機関一覧表 （新設）	1 恵庭市（以下「市」という。）の責任 管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。 （1）水防団の設置（法第 5 条） （2）水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2） （3）平常時における河川等の巡視（法第 9 条） （4）水位の通報（法第 12 条第 1 項） （5）水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条の 2 第 2 項） （6）内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条の 2） （7）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条） （8）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3） （9）浸水被害軽減地区の指定・工事及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8） （10）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11） （11）水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第 17 条）	
---	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

		(12) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項） (13) 警戒区域の設定（法第 21 条） (14) 警察官の援助の要求（法第 22 条） (15) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条） (16) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第 25 条、法第 26 条） (17) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項） (18) 避難のための立退きの指示（法第 29 条） (19) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2） (20) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項） (21) 水防協力団体の指定（法第 36 条） (22) 水防協力団体に対する監督等（法第 39 条） (23) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条） (24) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条） (25) 消防事務との調整（法第 50 条） 2 北海道（以下「道」という。）の責任 道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。 (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条） (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 4 項） (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）	
--	--	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

		(4) 水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項） (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項） (6) 洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項） (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条） (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3） (9) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4） (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3） (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10） (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項） (13) 水防信号の指定（法第 20 条） (14) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条） (15) 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条） (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条） (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条） (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条） 3 国土交通省（北海道開発局）の責任 (1) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項） (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）	
--	--	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

		(3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項） (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4） (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条） (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9） (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項） (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条） (9) 特定緊急水防活動（法第 32 条） (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条） (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条） 4 河川管理者の責任 (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2） (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12） 5 気象庁（札幌管区气象台）の責任 (1) 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項） (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項） 6 居住者等の義務	
--	--	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

		(1) 水防への従事（法第 24 条） (2) 水防通信への協力（法第 27 条） 7 水防協力団体の義務 (1) 決壊の通報（法第 25 条） (2) 決壊後の処置（法第 26 条） (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2） (4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条） 8 安全配慮 （略） 第 2 章 予報及び警報等の伝達																	
2-1	3 安全配慮 （略） 第 2 章 予報及び警報等の伝達 第 1 節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類 水防管理者又は水防に係りのある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台、北海道開発局及び道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th><th style="width: 25%;">種 類</th><th style="width: 25%;">発表機関</th><th style="width: 25%;">摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項</td><td>大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報</td><td>札幌管区气象台</td><td>一般向けの注意報・警報の発表をもって代える</td></tr> </tbody> </table>	区 分	種 類	発表機関	摘 要	気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	札幌管区气象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える	(1) 水防への従事（法第 24 条） (2) 水防通信への協力（法第 27 条） 7 水防協力団体の義務 (1) 決壊の通報（法第 25 条） (2) 決壊後の処置（法第 26 条） (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2） (4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条） 8 安全配慮 （略） 第 2 章 予報及び警報等の伝達 第 1 節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類 水防管理者又は水防に係りのある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区气象台、北海道開発局及び道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th><th style="width: 25%;">種 類</th><th style="width: 25%;">発表機関</th><th style="width: 25%;">摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項</td><td style="color: red;">水防活動用気象注意報 水防活動用気象警報 水防活動用洪水注意報 水防活動用洪水警報</td><td>札幌管区气象台</td><td style="color: red;">一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適</td></tr> </tbody> </table>	区 分	種 類	発表機関	摘 要	気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項	水防活動用気象注意報 水防活動用気象警報 水防活動用洪水注意報 水防活動用洪水警報	札幌管区气象台	一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適	北海道水防計画 修正案(令和 6 年 1 月)において、 水防活動に用い る警報名等を明 示するよう種類 欄の名称を「水 防活動用」に統
区 分	種 類	発表機関	摘 要																
気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	札幌管区气象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える																
区 分	種 類	発表機関	摘 要																
気象予警報 ・法第 10 条第 1 項 ・気象業務法第 14 条の 2 第 1 項	水防活動用気象注意報 水防活動用気象警報 水防活動用洪水注意報 水防活動用洪水警報	札幌管区气象台	一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適																

恵庭市水防計画 新旧対照表

[illegible]

恵庭市水防計画 新旧対照表

	(略)	(略)	ていたため「洪水予報区名」「対象指定河川名」の事項を追加したことに伴い修正（札幌管区気象台修正提案事項）。																																				
2-7	第4節 水防警報	第4節 水防警報																																					
	1 安全確保の原則	1 安全確保の原則																																					
	(略)	(略)																																					
2-8	2 水防警報の種類、内容及び発表基準	2 水防警報の種類、内容及び発表基準																																					
	<table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>待 機</td><td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>準 備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>出 動</td><td>消防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>警 戒</td><td>出水状況及び河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td><td>氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>解 除</td><td>水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr></table>	種類	内 容	発表基準	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	出 動	消防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えおそれがあるとき。	警 戒	出水状況及び河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。	解 除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	<table><tr><th>種類</th><th>内 容</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>待 機</td><td>不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>準 備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>出 動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>指 示</td><td>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td><td>河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>解 除</td><td>水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。</td><td>氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr></table>	種類	内 容	発表基準	待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。	指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。	解 除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	北海道水防計画修正案(令和6年1月)において、北海道水防警報実施要綱との文言統一を図るため修正されたため修正（北海道建設部修正提案事項）。
種類	内 容	発表基準																																					
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。																																					
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。																																					
出 動	消防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えおそれがあるとき。																																					
警 戒	出水状況及び河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。																																					
解 除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																					
種類	内 容	発表基準																																					
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。																																					
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。																																					
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。																																					
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。																																					
解 除	水防活動が必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																					

恵庭市水防計画 新旧対照表

3-1

3 国土交通大臣が行う水防警報

(略)

第3章 雨量・水位等の情報収集

水防管理者又は水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている「川の防災情報」や「気象庁ホームページ」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

《市町村向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/

注) 貸与されたID、パスワードにより利用

《一般向け情報提供》

名 称	ホームページアドレス
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	https://www.data.jma-net.go.jp/sapporo/

注) 国土交通省「川の防災情報」においてダム情報も閲覧可

3 国土交通大臣が行う水防警報

(略)

第3章 雨量・水位等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでもPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報 (気象庁)

名 称	URL
あなたの街の防災情報	https://www.jma.go.jp/bosai/
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
アメダス	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas
雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)	https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements=flood
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements=inund

(2) 雨量・河川水位 (国土交通省)

名 称	URL
川の防災情報	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/ 【市町村向け】 https://city.river.go.jp/
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	https://www.data.jma-net.go.jp/sapporo/

水防計画作成の手引き P48

平常時からの気象予報や雨量、水位等の観測成果の情報収集先について、ウェブサイトのアドレス等を具体的に記述 (推奨)。

恵庭市水防計画 新旧対照表

	【参考】 水位等通報系統図 道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりとする。 (略) 第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所 第1節 重要水防箇所の巡視及び警戒 1 河川等の巡視 水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。 この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。 巡視責任者は、次のとおりとする。 <table><tr><td>河川名</td><td>千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川</td></tr><tr><td>巡視担当部・班</td><td>建設対策部道路河川班</td></tr><tr><td>巡視責任者</td><td>建設対策部長</td></tr></table> 第2節 重要水防区域の指定 (略)	河川名	千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川	巡視担当部・班	建設対策部道路河川班	巡視責任者	建設対策部長	
河川名	千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川							
巡視担当部・班	建設対策部道路河川班							
巡視責任者	建設対策部長							
7-1	【参考】 水位等通報系統図 道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりとする。 (略) 第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所 第1節 重要水防箇所の巡視及び警戒 1 河川等の巡視 水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。巡視責任者は、次のとおりとする。 <table><tr><td>河川名</td><td>千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川</td></tr><tr><td>巡視担当部・班</td><td>建設対策部道路河川班</td></tr><tr><td>巡視責任者</td><td>建設対策部長</td></tr></table> 第2節 重要水防区域の指定 (略)	河川名	千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川	巡視担当部・班	建設対策部道路河川班	巡視責任者	建設対策部長	レイアウト修正 (恵庭市)
河川名	千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川							
巡視担当部・班	建設対策部道路河川班							
巡視責任者	建設対策部長							

恵庭市水防計画 新旧対照表

	第8章 水防管理団体の組織	第8章 水防管理団体の組織	
8-1	市（水防管理団体）は、恵庭市災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）の定めるところに準じ、水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとする。 なお、水防事務の総括は、総務部で行うものとする。 1 恵庭市災害対策本部 （略） （新設）	市（水防管理団体）は、恵庭市災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）の定めるところに準じ、水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとする。 なお、水防事務の総括は、総務部で行うものとする。 1 恵庭市災害対策本部 （略） 3 大規模氾濫減災協議会 （1）大規模氾濫減災協議会 ア 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。 （ア）国土交通大臣 （イ）北海道知事 （ウ）当該河川の存する市の長 （エ）当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 （オ）当該河川の河川管理者 （カ）当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 （キ）当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者	水防計画作成の手引き P11 大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会については、協議が調った事項は水防計画作成者の責任においてこれを実施する責務を負うため、記述（推奨）。

恵庭市水防計画 新旧対照表

		イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。 (2) 北海道大規模氾濫減災協議会 ア 北海道知事は、法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。 (ア) 北海道知事 (イ) 当該河川の存する市町村の長 (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者 (エ) 当該河川の河川管理者 (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長 (カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者 イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。	
--	--	---	--

恵庭市水防計画 新旧対照表

14-1	第 1 4 章 水防訓練 水防管理者は、消防職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるとともに、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第 4 章第 1 節「防災教育及び訓練計画」に基づき、適時訓練を実施するよう努めるものとする。 また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。 （略） （新設）	（3）市が所属する大規模氾濫減災協議会 本市は、平成 29 年 7 月、河川管理者、北海道、気象台、市町村等が合同で設置した石狩川下流域外減災対策協議会の構成員となり、同協議会千歳川外地域部に属する。 同協議会は「水防災意識社会」再構築の推進を目指し、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標の共有や、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための水害リスクや取り組み状況の共有、地域の取組方針の作成などを進める。 第 1 4 章 水防訓練 1 市の水防訓練 市は、消防職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるとともに、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第 4 章第 1 節「防災教育及び訓練計画」に基づき、適時訓練を実施するよう努めるものとする。 また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。 （略） 2 道の水防訓練 道は、関係機関とともに北海道地域防災計画の定めるところにより、水防訓練を含めた防災総合訓練を実施するほか、水防警報伝達等の通信訓練を実施するものとする。また、水防管理団体及び水防団、消防機関を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図るものとする。	北海道水防計画 に記載のある道の水防訓練に関する事項を追記し修正
------	---	---	--